千田父親クラブ　会則

（名称）
第１条　この会は、千田父親クラブ（以下、「本会」という。）と称し、事務所を千田小学校内におく。

（目的）
第２条　本会は、学校・PTA・地域の活動に、子ども達とともに積極的に参加し、よりよい子どもの育つ教育環境及び地域社会づくりを目的とする。

（活動）
第３条　本会は、前条の目的を達成するために、次の活動をおこなう。
（１）学校及びPTA活動の援助
（２）ボランティア活動の開催
（３）子どもとのふれあい活動及び親睦会
（４）その他、本会の目的達成に必要な活動

（会員及び準会員）
第４条　本会の会員は、原則として広島市千田小学校に在学する児童の保護者で構成し、準会員は小学校の先生及び卒業した児童の保護者で構成する。

（役員）
第５条　その１．本会に次の役員をおく。

（１）会長	1名
（２）副会長	2名以内
（３）幹事	１０名以内
（４）監事	1名
（５）事務局	2名

その２．役員の任期は、１年とする。ただし、再任は妨げない。

（役員の任務）
第６条　本会の役員の任務を次のとおりとする。
（１）会長は、本会を代表して会務を総理する。
（２）幹事は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
（３）事務局は、本会の会計及び事務をつかさどる。

（総会）
第７条　その１．本会の総会は年１回とし、会長が招集する。
その２．総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

（経費）
第８条　本会の経費は、会費、補助金及びその他収入をもって充てる。

（会費）
第９条　本会の会費は、特にこれを定めない。会運営上、必要な金額を随時、徴収することとする。

（会計年度）
第１０条　本会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月３１日に終わる。

（会則の改正）
第１１条　本会の会則は、総会の議決により改正する。

附則　本会則は、平成１５年6月2日の設立総会をもって実施される。
改正会則は、平成１６年5月８日の定時総会をもって実施される。
改正会則は、平成２１年4月11日の定時総会をもって実施される。